

2019年4月

履正社高等学校 運動部活動に係る活動方針

履正社高等学校
校長 小森重喜

1. 部活動の目的

本校の教育基本方針は、“知育尊重と人間教育”あり、部活動は、単に知識・技術・競技力の向上を図るものではなく、多様な活動・経験を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を促し、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 部活動の運営について

- ・校長は、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ・部顧問は、年間及び毎月の活動を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。
- ・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- ・休養日は、週1日以上設定する。
- ・週当たり、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日も休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっては、学校全体で部活動を行わない日（定期試験期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- ・週末の休養日は、原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- ・1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的で且つ効率的な活動を行う。
- ・学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後の学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- ・部活動の指導に当たっては、体罰及びそれに類する言動等は、いかなる理由があっても一切厳禁である。生徒の自尊心・自発性を損なうことの無いよう考慮して指導にあたること。

- 常に適切な指導方法を考案するとともに、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すよう努めること。

5. その他。

- 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- 無理のない安全な活動計画を策定するとともに、生徒だけの活動は禁ずる。
- 夏季の活動（屋内外問わず）では、特に熱中症予防対策を怠らず、活動環境が摂氏35度になれば、一時活動停止/活動中止の対応を講じる。
- 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担にならないようにする。
- 「強化クラブ活動に係わる活動方針」については、別途定める。
- 「文化クラブ活動に係わる活動方針」については、当面、運動部活動に係わる活動方針準ずるものとする。